五四

結語

料的要素に分けて考えるのが通説となっている。そのうち、

財産分与請求権および分与義務 の相続性について

清算的財産分与と配偶者相続権 の課題 <u>E</u>

宅 篤

子

判例の 分析 (以上本号

問題

0

所在

三二

学説の分析

フランスの法定夫婦 財産分与請求権の相 財産共通制 続性に関連する問

間 題 の所在

和二二年法律二二二号)によって新設された規定である。その法的性質について、 一婚による財産分与を定める民法七六八条は、 昭和二三年一月 日から施行された「民法を改正する法律」 清算的要素、 扶養的要素、 慰謝 昭

慰謝料的要素については、

財産分与に含まれないと考

その える学説もあるが、 た場合の配偶者相続権及び扶養請求権によってみたされれば足りると考えられたため、 論 があったが、 理由は、 周知のごとく、 その要請は、 清算的要素に関しては、ほとんど全ての論者が財産分与の中心的なものとして重視している。 昭和二二年改正の過程で、夫婦財産制に関して夫婦の財産は二分すべきであるという 夫婦財産制の分野では結実せず、 離婚の際の財産分与請求権や夫婦の一方が死亡し 民法七六八条は、 本来、

、財産制が果たすべき役割の一端を担いつつ、今日に至ったからである。

になる。 婚による解消の際には離婚給付と、 制として採用しているフランスの例を見てもわかるように、夫婦が離婚する場合でも、 正において夫婦財産制として採用することが検討されたが実現しなかった夫婦財産共通制は、それを法定夫婦財 この財産分与請求権の中心と考えられている清算的要素は、全く問題がないと言えるだろうか。昭和二二年の いずれにしても、 夫婦財産制の領域において、 また、 死亡による解消の際には配偶者相続権と関連しながら、 共通制の解消として夫婦の共通財産を分割し、その上で、 夫婦の一方が死亡した場合 処理されること 産 改

ず 場合にしろ、 いだろうか。 ところが、 すなわち 解釈上それに近い概念を作り上げたとしても、それを分割する手続きは存在しない。 夫婦一方の死亡の場合にしろ、 わが国においては、 離婚の際の財産分与や配偶者相続権に取り込まれて曖昧に処理されてしまう。このことが、 夫婦財産制の領域においては別産制を維持したため、夫婦の共通財産は法定され 婚姻解消時の夫婦財産関係の処理に、 何らかの問題を生じさせていな 夫婦財産制とは別の領 離婚

とも関わってくる財産分与請求権の相続性をめぐる判例と学説を検討することによって、 本稿では、 財産分与請求権の法的性質と密接な関係があると考えられており、 かつ、死亡による婚姻解 この問題について考察す 消 この場合

;実の概要

請求した

判 例 分析

発に展開されてきた。 ものである。この規定が施行され半世紀以上が経過したが、 は二分すべきであるという議論の影響を強く受けている。それは、 産分与請求権の 清算的要素は、 筆者は、 このことが民法七六八条の解釈論に少なからず影響を与えていると考える。 前述したように昭 和二二年の民法改正の過程で夫婦財産制 この 間 特に、

国内外において、

男女平等に関する議

女性議員が男女平等の観点から主

張した の財

に関して夫婦

産

名古屋高裁昭和二七年七月三日決定

ここでは、財産分与請求権の相続性に関する判例を男女平等に関する議論と照らし合わせながら分析する。

したが、 これ 分与請求権を相続したとして、 ので、 離 妻A女と夫Y男は、 婚の届 が受理され 昭 肺疾患にかかり、 出した。 和二三年に実家に帰った。 た ところが、 A 女は、 昭和一八年一月に婚姻 姑との折合も悪かった。 同年六月一 Y男に財産分与の協議を求めたが、 A 女は、 同 この Ħ 年、 手続進 Y男側から離婚の į 津家庭裁判所に財産分与を請求する調停申立書を提出し、 A 女は、 行中 昭和二一年にY男が復員したが、 -の 同 夫Y男応召後もその姑を扶けて五年間あまり 年六月六日に死亡したので、 申入れがあったので、これを承諾 Y男がこれに応じないので、 A女は十分な療養が許され A女の母であるX 財産分与の Ü 同 六月 年 田 「畑を耕 应 八八日 |月に が 財 な 作 産 に 協

理由で、 平の原則に反するばかりでなく、又離婚による経済的不安を除くことが協議離婚をして真に当事者対等の自 して、 されないのみならず、 たらしめるために絶対不可欠の要件であるから、 のということができるから、 に 婚 かかる請求権を認めた趣旨からするも分与を必要とする離婚者に限って認められる専属権にして請求前の処分は許 姻 R !条の分与請求権は基本的抽象的請求権でむしろ分与協議請求権というべく而してかかる基本的抽! 審 何らの法律関係を残さぬを原則とするが、 Xの申立てを却下した 離婚によって全面的に且絶対的にその効果を消滅せしめられ、 0 形式的な解決だけに止め配偶者をして協力した寄与について何等顧慮することがないのは明らかに信義公 津 家庭 裁判所は、 離婚者の死亡によって当然消滅し、 次のように審判する。 協議離婚が仮令当事者の合意による婚姻の解除であり絶対的の効果であるからという 夫婦の婚姻中の財産は直接間接に相互の協力によって取得されたも 民法七六八条に於て財産分与請求を認めたのである。 一離婚に伴い夫婦の一方に財産分与請求権を認めた趣旨 相続の対象にならないものと解するのが至当である」と 法律上特別の根拠のない限り、 象的 以後当事者 かかる意 請 記求権 由 元 婚

3 決定要旨

請求の意思を表示し調停又は狭義の成立若くは協議に代わる裁判所の処分を経て具体的な一定の金銭又は財 者の死亡と共に消滅し相続の目的たり得ざる権利であると謂わなければならぬ、 法第七百六十八条に定むる協議上の離婚の当事者の一方の相手方に対する財産分与請求権は其の請求を為すや否や これに対してXは、 権利者の意思のみによつて決定せらるべきものであるから離婚の当事者の一身に専属する権利であって其の 抗告。 抗告審である名古屋高等裁判所は次の決定をなし、 然し乍ら当事者の一方が財 原審判を取消し差戻した。「新民 7産分与 物 0

仮

冷未

·だ具体的

?な債

権取

得に至らずとするも既

に分与請

求の

意思が表示され

た後

0

財

産分与請

求権

は

調 6 項 め

停又

八は協

か

で

あ

つ

方 度を設け は n が 審 其 婚 丰川 \hat{o} 0 ないうちに死亡した場 0 たの 協 当 申立を為して分与請 そこで当事者の 事者間 力によつて得 は単 -に配偶 0 公平 た財 -なる 者 方が既 の扶養の 求 産の額を考慮すべき一切の 財産分配 合に於いて 0 意思を表 に 手段を与えようとする理 相 の意図も亦之を包蔵するものなることは民法七 手 方に対 財 産分与請 示したが未だ調停又は協議が成立せず若 L 財 産の 求権が相 事情の一として之を掲げているに徴しても 分与を請求する意思を表示し又は之を求むる為家事 続 由だけからではなく され 得るか否かに付 配偶者に相続権 13 しくは協議 百六十八条第 7 按ずるに法 に代 を認 明 が わる

財

産 裁

分 判

5

所

たの

に

対 0 0 停 を

が当

洯 応 制 処 或 付

請

求権を取

得するに至

つたときは

此

0

具 不体的

な債

権 は

普

通

0

財

産権として相

続さるべきものであることは

疑

調

財産分与請求権および分与義務の相続性について 只中で、 当とする」。 其 日 第 0 成 公立若 性質 本 例 国 次 单 分 員は普通 |憲法が -戦後 夫が # 析 は 界 大戦 は 協 0 応 施 極 沼され 0 議 **心行され、** 8 財 財 12 0 って厳 産分 敗 産権と化しているのであっ 代る裁判 戦 る に伴 与 L 直 家制度が廃止され、 13 請 前 時 所 13 に婚 求 権 の処分を経て、 代におい 昭 0 姻 相 和 Ļ 続 二年五 て、 夫が 性 が 夫の 問題となっ 復員するまで、 て一般の 男女平等の思想が急速に浸透しようとする時代に、 月 三日 定の金銭又 「家」に尽くしている に 金銭 た判例である。 個 債 は 妻であるA女は、 人の尊厳 権 財 と同 物 の給 . 様相続 この 付請 画 性 判例 され 求 0 権 姑 本 0 得 0 を扶け ·質 夫婦 取 的 き 得 平 権利であると解する は な · 等 至るべ が 第二次 などの b 田 きも 畑 世 を 0 基 界 0 紛 耕 で 本 争 原 あ る 理 す が をも を 生 真

H

か

6

民法を改正する法律」

昭

和

|二年法律二二二号)

が施行され、

離婚

0

財

産

的

|効果と

27

求権の性質論と関連づけながら、

この判例をとりあげている。

28 いた時代である。 しての財産分与制度が新設されて間もない時期であり、この新しい制度をどのように運用するべきかが模索されて 財産分与制度の解釈論、 とくに財産分与請求権の性質論が活発に議論され、 学説も、 財産分与請

この判決にも影響を与えたと考えられる。 主張 を裁判官の裁量に委ねるべきではないという強い示唆を受け、また、(3) この民法改正の過程において、GHQのブレークモアにより、 があり、 財産分与請求権の性質論においても清算的要素を中核とするべきという議論がなされていたことが 夫婦財産はつねに夫婦で二分すべきであり、これ 日本の婦人達から夫婦財産共通制への強い

る た後は、 請求権の相続性に関する当時の判例を踏襲し、 はならないと判断したのに対し、 また、 普通の 原審である津家庭裁判所の審判においては、 財産権と化 一般の金銭債権と同様相続され得べき権利であるとし、 名古屋高等裁判所の決定では、 財産分与請求権も一身専属権であるが、分与請求の意思が表示され 財産分与請求権は一身専属権であるがゆえに、 相続される権利の一身専属性が問題となる慰謝 意思表示説を採用 相続の対象に してい

仙台高裁昭和三二年一〇月一四日判決

事実の概要

料の買入れなどのため外出勝であったので、 同棲し、 X女とY男は明治四四年一二月一一日 家事一切 の切回しはいうに及ばず、 婚姻した。 殆んど毎日の如く早朝から深夜に至るまで使用人らと共に働き夫の経 Y男が浴場組合に関する仕事やその経営に係る他の浴場の見廻り、 X 女は、 昭和二五年ごろ別居するに至るまで約四十 年間 Y 男 と

とを命じた。 と同時に、Y男はX女に対して金二百五万円 婚ならびに慰謝料請求の訴えを提起すると共に、 しくは就職 は A女と関係し、妾として囲い、 X 女 は 六十歳を超え何等資産もないのみならず、 の機会を得ることはほとんど望めない。 ひたすら忍従に努めて長期間結婚生活を維持してきた。 右判決に対してX女Y男双方からそれぞれ敗訴部分につき控訴が提起されたが、 A女との間に子をもうけて、A女に対して経済的援助を与えるなど寵愛した。 (慰謝料として金五万円、 余生を託すに足る身内も無く、 これに付帯して財産分与の申立てをなした。 X女は離婚を決意し、 X女とY男との 財産分与として金二百万円)を支払うべきこ 昭和二五年一一 その 年齢、 間には子はない。 月七日 経歴などからして再婚 Y男は昭和三一 原 審は離婚を認める に原審裁判所に Y 男は、 年三 X 女 訴

営する浴場の実際上の経営に当たってきた。

Y男はX女に対し冷淡無情の仕打にでることも少なくなかったけ

n

財産分与請求権および分与義務の相続性について Y 男 相 九 日に が 続 訴 離 審 人であるY·Y·Y₃ 婚 離 の仙台高等裁判 に関する部分につい 婚 0 請 、求に関する部分についての控訴を取り下げた後、 所は、 (養子および養女) Y ての控訴権ならびに付帯控訴権を放棄するという趣旨であると解するの 男が離 一婚に関する部分の控訴を取り下げる旨の が訴訟を承継した。 同年四月一二日に死亡した。そこで、 「控訴取下書」を提出 したの が相当とす Y 男の は

29 亡Y男が昭和 三十一年四月十二日死亡し第 審被告訴訟承継人ら三名におい て共同 相 続したことは当事者間 したがつて第

のように判示

有責不法な行為によっ

て離婚せざるを得なくなったことを認定し、

五万円の慰謝料と八五万円の財 が確定したことを確認した後に、

産分与を命じ

X女は ソ男

か

Ď

前

記

書

面

が当

裁判

所に提出された昭

和三

年三月

九日に離婚

て算定しなければならないものではないと解すべきであるから、 限度内において決定されるべき旨各主張するけれども、 務を承継すべきで右限度を超えて支払うべき責任なき旨及び財産分与の額は相続の場合における配偶者の相続 用できない。またY・Yは、 その後において右請求権の存在並びに額の確定するにおいては、亡Y男は本件離婚の当時において財産分与の義 を表示した以上、 から、 に対する財産分与の債務はその分与額も確定しておらず単なる抽象的な義務であつて現実的な債務となつて 審原告に対し各自金三十万円を支払うべき義務あること明らかである。Y・・Y゚は、 であることは前記認定の各事実からみて明らかであり、 ありたることに帰着 相続により承継移転しない旨主張するけれども、X女において亡Y男の生前同人に対し財産分与請求の意思 相続開 右の義務は相続により相続人に承継せられるべきものと解すべきであるから、 始 の当時において財産分与請求権の存否並びにその額が未だ確定しておらないとしても 前記相続により承継した財産の限度内においてY・Y・Yらは亡Y男の財産分与の義 又財産分与の額は必ずしも配偶者の相続分の限 前記に認定した財産分与の額は亡Y男の遺 右各主張はいずれも採用できない。」 右相続開始の当時亡Y男のX女 産 0 度内 右主張 範 囲 内 分 は採 お 0 0

3 分 析

判例 男女不平等の思想を含む家制度下 (二) は、 財産分与義務の相続性が問題となっている。 に にある。 夫婦 は 明治四四年に婚姻し、 婚姻期 間 のほ

本に された民法 この判例においては、 お 、ケルト同一ノ親族関係ヲ生ス」と規定されていた。この「庶子」のなかには、 かて、う 。 以 下 明治時代に入ってからは、 「明治民法」と称する)七二八条において「継父母ト又継子ト又嫡母ト庶子トノ間ニ於テハ親子 Y男は訴外A女を妾として囲っている。 刑法上および戸籍上、 妾に関する規定が削除され 大宝令・養老令の時代から妾制が存在して 妾が生んだ子を夫が自らを父と たが、 明 治三一 年に施 た 間 日

る術をもたなかった様子を読み取ることができる。 度が是認され、 して出生届した子が含まれていたことからも分かるように、「家」の承継者たる男子の嗣子をとる目的 また、 明治民: 事実上は妾制が残っていた。この判例の事実を読むと、このような時代に、 法 四条によって、 女性は婚姻して妻になれ ば 無能 力者 (現 在 の制限 行為能 妻は耐え忍ぶしか生 (力者) となっ 0 ため安慰 て取

関係から排除されていたが、 ていることを読み取ることができる。 この判例の事実から、 妻が夫の手足となって働き、 夫の財産形成に多大なる寄与をし

制度が新設されて、 に関する判例である 七年七月三日決定は財産分与請求権の相続性に関するものであっ れに対して、 ていた時代に婚姻期間のほとんどをすごした夫婦に関するものである。 後の改革が行われて間もない昭和二五年に夫婦は別居し、 裁判所は、 男女平等の思想が急速に浸透しようとしている時代に妻が財産分与請求権を行使して が、 家制度下で耐え忍んできた妻の寄与を、 裁判所はほぼ同一 の態度をとっている。 離 <u>-</u>一つの: 新しい憲法と民法に照らし合わせて、 たのに対し、 婚紛争が生じた。 判例 は、 しかし、 この判例は、 家制度に基づく明治民法が 前記 家制度が廃止され、 (一) の名古屋高 財産分与義務 かに評 財 0 裁 産分与 ?効力を 相続 昭 和 価 性

東京高裁昭和五六年九月三〇日決定

1

実の

)概要

すべきかを模索していることがわかる

31 なく、 男は、大正一三年四月三〇日Yと婿養子縁組 Yは夫であるA男の世話をしなくなっ た。 婚姻し、 その 頃 その間 A男はX女と知合 にYが出生したが、 V3 は じめはX女がお 昭和二一年頃 競 手伝 に 折合

0 が 形

良 で

ている)、

昭和三四年三月四日X女の子であるCとA男との養子縁組届がなされている。

32 上は、 とX女は夫婦と同様の間柄となり、X女はA男の世話をしてきた。 A男の身の廻りの世話をしていたが、やがて両名間にA男がYと離婚した上で結婚することの約束ができて、 昭和二九年七月三日に出生したとされるが、実際は、 翌九日A男とX女との婚姻届がされ、 昭和三三年三月六日A男X女間の長男Bの出生届出がされ 昭和二七年七月三日に出生したと、 昭和三〇年一二月八日A男とYとの協議離 原審においてX女が陳述 Α 婚 富 男

Yを相手方として、婚姻の取消に離婚の効果の規定を準用した七四九条による七六八条に基づき、 無効 れに対する控訴が棄却されて、 とX女との婚姻は重婚であるとして婚姻取消の訴を提起したところ、昭和三九年一月三〇日認容判決がなされ、 予備的に離婚請求の反訴を提起したところ、昭和三七年一〇月二日本訴、反訴とも認容の判決がなされ、 Y₁は、 《確認の部分(本訴)は昭和三七年一〇月一九日確定し、離婚請求認容部分 A男が昭和三七年一〇月二一日死亡したため右訴訟は終了した。そして、Yは、 昭和三二年A男を相手方として右協議離婚無効確認の訴を提起し、A男は、昭和三五年Yを相手方として 右判決は昭和四〇年一二月二五日確定した。そこで、X女はA男の相続人であるY (反訴)についてはYが控訴したも X女を相手方として、 財産分与として 協議 婚

した。 相続人の一 部を相手方とする申立ても許されるとして、ΥΥに対し、合同して金六○万円を支払うべき旨の審判

BCからYYを相手方とする遺産分割の申立てとともになされたが、

原

審

東京家庭

は

○○万円の支払いを求める旨の審判を申し立てた。

日立ては、

決定要旨

抗告審である東京高等裁判所は、 般に…… ·夫婦 0 方の死亡後に婚姻 の取消が が 確定した場合に おい i T

分

の相

大正一三年に婿養子縁

組

婚

姻

廃

して、 ŋ しかし、 る義務にすぎない ない。」と述べつつ、 が相当であり、 その相続人の一 更に、 B C が 死亡配偶者の相続人が生存配偶者に対して負う右財産分与義務は、 審理を尽くさせるため原審判を取り消してこれを差し戻した。 ; A男の相続人であるかについて疑問がないわけではないので、 から、 従つて、 部のみを相手方としてなされ 財産分与義務が相続されるか否かについての判断を留保し、 その義務は、 生存配偶者は、 その内容が確定するまでは、 死亡配偶者の た財産分与請求は不適法であるとい 相続人全員を相手方として財産分与の請求をなすべきであ 相続人全員に合有的に帰属 本件申立が適法となる余地があると その内容が全く未 仮にこれを肯定することができ わざるをえない。」と述べる。 すべきものと解する 確定の状態に

配

偶

者

0

相

続人が相続の効果として生存配偶者に対し財産分与の義務を負うか否かについても

問

題

が

わ

かけでは

財産分与請求権および分与義務の相続性について ら、 止され、 これは、 7 がは離 女戸主が入夫婚姻したときには入夫が戸主になると定めている。 いる。 婚 民法の規定から戸主に関する規定も削除された。この判例のA男Y夫婦も、 財産分与義務 をして各 家制度を中核とする明 人 0 新しい 続 性 生活を始めようとし、夫は、 が問題となった判例である。 治民法においては、 女戸主も認めていたが、家を継ぐのは男子だとい X女と再婚したと考えることもできよう。 この事案の夫婦は、 しかし、 戦後の民法改正によって家制 戦後、 家制度から解放され う か 考えか 度は Ĺ

義 務 部 !である前婚 0 相 続性に つ の妻Y及びそ Vì ての 判 断 0 は留保され、 間 0 子に対して、 財 産 分与請求の相手方 財産分与を請求 が誰であるかにつ した事案である。 この いて言及してい 判例におい ては 財 産 分与

始

その後に後

婚に対

する

重婚 無効

取

消

L 0

判

決が確定したため、

後 婚

0

配偶者であるX女が

死亡配偶者

相

続

0

0

妻であるYi

から協

議離婚

確認の訴えが提起され、それが認められて確定した後、

A男が死亡して相

1

事実の概要

四 大分地判昭和六二年七月一四日判決

二年一一月五日に婚姻した。 生活を維持してきたが、 をしてきた。Y女は、婚姻以来約二一年間は不貞行為に及ぶなどのことはなく、 教育を受けさせたほか、 務に関し、全般にわたって補助した。A男は、 は薬物中毒から離脱することができなかった。Y女は、 Y女に激しい暴力を振るうなどして薬品を捜し出し、鎮痛剤などを濫用し始めるという状況であった。結局、 ってきた。Y女は、その後、 生させるのがY女の努めであるなどと言われ、 父親から多額の婚姻費用やA男の業務のために高価な医療機器購入代金を借用し、さらに、 A男の親族である、 | 姻前は中学校・高校の教員であったY女と、 ピアノや華道・茶道の稽古事をさせ、 Y女の不貞行為を契機として離婚するに至った。XXは、 訴外B(実弟)、訴外C(同)、訴外D(実母)、訴外E(実妹の娘)に対して、経済的 A男を薬物中毒から離脱させるために、諸処の病院に入院させたりしたが、 Y 女は、 婚姻後まもなくA男が薬物中毒の状態であることを知って驚き離婚を考えた 経済観念に乏しかった。子供(XIX)らに対しては、 また、 診療所を開業しながら中学校の校医をしていた訴外A男が昭和三 子供(原告X・X)らのことなども考え、 A男の更生に助力するとともに、A男の開業医としての業 華道等では師範の免許まで得させた。また、 相当の忍耐と努力を重ねて、 Y女にはA男との離婚に基 離婚を思いとどま 父親からA男を更 いずれも高等 A 男 は |援 ずれ A 男 助

財産分与請求権の存在しないことの確認を請求した。

九三万一七三六円であり、 一の死亡に伴う相続税総額決定のため、 同 .債務控除の合計額は金六六三三万九二〇〇円であって、 甲田税務署長によりなされた同訴外人の総遺産価額決定額は金 課税価格の合計額は金八四五 億 Ã.

 $\overline{\bigcirc}$

3

これ

は 分

財 析

産

分与義務

0

相

続

が 問

題となっ

た判例である

財産分与請求権および分与義務の相続性について ると、 なければならない 的 可能であること、 肯定したとしても、 の取戻しを認めるとともに、 (民法八九六条参 できない。 続 は |万二〇〇〇円である。 財 人の 被相続人の 算的 産分与請 点に鑑みると、 扶養的 民法上の 立場に立っ 婚 財 の場合にも存在し、 産分与義 求 財産分与義務は、 相 照 と規定するだけであって、 生前に財産分与請求の意思表示がなされたか否かで決する考えもあるが、 権が存在することを認め、 第四に、 続制度の趣旨は、 (慰藉料の相続に関する最判昭和四二年一一月一日民集二一巻九号二二四九頁以下参照)。 て 相続放棄・ 扶養的財産分与義務についても、 務に関 方 財産の分与に関する協議をすることも実際上は可能であること、 大分地方裁判所は、 扶養に関する一 扶養的財産分与義務につい しては、 その生活保障を図ることなどにあると解されるところ、 これを規定したのが同法七六八条であると解することもでき、 限定承認など民法上の他の制度によりその責任を相続財産の限度にとどめることが その相続を認めるのが相当と考えられること、第二に、 同法八八七条以下所定の相続人に対し、相続財産中に存在するその それが 同 般規定たる民法八八一 財 財産的請求権であることに鑑みると、 諸 条も明文上は扶 産分与義務の相 般 0 事情を総合考慮し、 その相続を肯定するのが相当であるといわなければならな いては、 養 続性につい 原告主張のように、 一条は 「義務」 『扶養を受ける権利は、 Y女にA男との離婚に基づく清算的 て、 0 相 次のように判示した。 続 その相続を否定する理 該義務 を否定してはい 配偶者の場合、このような要 相続人が、 の 一 第三に、 俄に採用しがたい 一身専属 このような見地 これを処分すること 該義務の その承継 ないこと、 ところ 性を肯定 潜在的持

0

した 続を 被 とい

わ

0

分

はなな

所

36 る 本 -件の夫婦が婚姻した昭和三一年という年は、 前年の昭和三〇年に発表された石垣綾子の「主婦という第二職業論」に端を発して、 日本経済が戦後復興を終えて高度成長期にさしかかった頃であ 昭和四〇年代まで主

争が繰り返される。 映した論争であった。 割分業を肯定して家庭重視論を唱える坂西志保、 論を戦わした。外で働く主婦が現れた一方で、核家族化とサラリーマン家族化によって主婦が増え始めた時代を反 『和三〇年から昭和三二年までの第一次論争においては、 家庭婦人と職場婦人の連帯を説く清水慶子の主婦運動論などが議 主婦の職場進出をすすめる石垣綾子に対して、 性別役

により始まり、 かと問題提起し、性別役割分業の枠の中で主婦の家事 第三次論争においては、 和三五年から三六年の第二次論争は、 家事労働の経済的価値を評価することで、 主婦が増え続けて専業主婦という言葉が登場した昭和四○年代後半に、 磯野富士子が 「役割」を評価し、「内助の功」を評価しようとした。 『朝日ジャーナル』誌上に発表した「婦人解放論の混迷」 主婦が家事労働を通じて経済的に自立することができな 武田京子が 一主

に懸命に働き、 また、 判例 <u>回</u> 大分地方裁判所の判決から、次の点を読み取ることができる。 の事実みると、 夫の 財産の形成にも寄与してきたことを読み取ることができる。 財産分与請求権の存在を主張した妻Y女は、 主婦として、 夫 子供、 夫の親族のため

婦こそ解放された人間像」の中で、専業主婦という立場を讃えている。

らないが、本人がそれを請求するという意思表示をしたならば、 示説を採用 まず、 慰謝料請求権 判例 (一) と判例 の相続性との関連について、 <u>-</u> はそれを踏襲していたが、 従来、 慰謝料請求権は一身専属的権利であり、 通常の金銭債権となって相続されるという意思表 最判昭和四二年一一 月一 日判決は、 相 続の対 当然相続説 象にな

活保障を図るため、

その相続性を認めている。

を採用した。 それを受けて、 大分地 方裁判所は、 「被相続人の生 |前に財産分与請求の意思表示がなされ たか 否

影響を与えた。婚姻中国際的な規模において 上げ 決する考えもあるが、 られた。 昭和五 玉 際連 五年法律第五 合にお て男女の平等の 俄に採 11 て、 一号の 用しがたい」とし、 昭和 促進等の 「民法および家事審判法の一部改正法」に基づき、 五〇年を国際婦人年と定め、 婦 人の地 意思表示説をとらない立場をとっているようにみえる 位向 上のための 同年以降 運 !動が展開されたことが、 の一〇年間を国 配偶者の法定相続分 連 婦 この改正に大きな 入の一〇年として 引き で

財産分与請求権および分与義務の相続性について 素を中核とする見解 を確保するとい 行わず、 改めることにより、 務につい 相続分の引き上げによって配偶者 ては、 婚姻中 . う 見 解 5き上げによって配偶者(妻)の優遇が図られた。この時期は、配偶者(#家事専従で特段の収入のない妻の立場を有利にすることが検討されたが、 無条件に、 が確立した時期であるということもできる。 が確立した時期であり、 に夫婦いずれ 相続性を否定すべきではないとし、 か が得た収入又はこれによって取得 したがって、 離婚の際にこの それを受けて、 扶養的財産分与についても、 した財産は夫婦共有の財産とする共通 潜在的持分を清算するとい 大分地方裁判所は、 (特に妻) 夫婦 配 財 偶 清算的 0 産 者 う 潜 制 清 在 0 的持 財 改 産 的 正 制

分

分 は

五 実の 東京高裁平)概要 成一 六年六月一 四日決定 許可 抗告 最高裁 平成一六年一一月二日決定(15)

間 七七 の子であるFと養子縁組をした。 日 に E り男は 女が病死した。 昭 和三二年三月二六日に前妻E女と婚 亡D男は、 亡 D 昭 男は 和 五. 年 平 成 应 月 年 九 日 一二月頃から肝臓病で入退院を繰り返し、 に相手方Y女と再婚し、 間 に抗告人XXらをもうけ その後、 Y女とその前 昭 その 間 年 民夫との 平 成

姻

Ĺ

両

者

たが、

和

五.

 \bigcirc

月

D

二分の二の各割合で相続させるものとする等の記載がある。 は、 を求めており、それらの趣旨の記載された書面は、 の段階では、 京家庭裁判所に財産分与請求調停事件を申し立て、七回にわたり調停期日が開かれたが、平成一四年三月一日不成 一二年六月ころ、 Y女を相続人から廃除し、 亡Dは平成一三年一月一六日に死亡した。亡D男は、 Y女との離婚: 浦和家庭裁判所越谷支部に夫婦関係調整の調停を申し立てた。平成一三年一月一二日 並びに離婚に伴う財産分与として三九三二万七五○二円及び慰謝料五○○万円の 財産分与請求権を含む一切の財産について、XIXIらに各一二分の五及び養子Fに一 前同日相手方に送達されていた。 同年一月一〇日に公正証書遺言をしており、 抗告人らは、 平成一三年三月三〇日、Y女に対し、 上記調停が成立しない ロの調 同 各支 遺 停 ・まま 期 払 H

2

立となり、

本件審判に移行した。

処理するものとしていると解するのが相当である(最高裁判所第一小法廷平成一二年三月一○日決定・民集五四巻三号 とを区別し、 に 婚の成立によって発生し、 停若しくは審判又は婚姻関係の人事訴訟の付帯処分として判決で具体的に確定されるが、上記権利そのもの することができる(民法七六八条、七七一条)。この財産分与の権利義務の内容は、 頁参照)。そして、 .確定するものであるにすぎない 東京高等裁判所は、 におけ る財産関係の 前者の場合には財産分与の方法を用意し、 財産分与に関する規定及び相続に関する規定を総合すれば、 次のように判示した。「夫婦が離婚したときは、その一方は、 清算及び婚姻解消後の扶養については、 実体的権利義務として存在するに至り、 (以上につき、最高裁判所第三小法廷昭和五○年五月二七日判決・民集二九巻五号六 後者の場合には相続により財産を承継させることでこれを 離婚による解消と当事者の一 前記当事者の協議等は、 当事者の協議 民法は、 他方に対し、 法律上の夫婦の婚姻 単にその内容を具体的 方の 家庭 財産分与を請 死亡による解 裁判 は 所 離 求

裁判所に離婚を求めて調 合でも同様である から、 産分与請求権も発生することはないものである。 (停が申し立てられ、 調停申立ての趣旨の中に財産分与を求める趣旨が明 そのことは、 夫婦 XXらがこれを相続により の 一 方の 死亡前 に 確にされてい その者から家庭

〇四〇頁参照)。

したがっ

て、

離婚

が成立するより前に夫婦

の一方が死亡した場合には、

離婚

が成立する余地

は

ことはできない。」 これは、 3 そうすると、亡Dの相手方に対する財 分 財産分与請求権の相続性が問題となった判例であるが、 産分与請求権は発生していないから、 前記四つの判例とは、 事 実にお いても、 取

財産分与請求権および分与義務の相続性について D男とその前妻E女との子XXが財産分与請求権を含む一切の財産を相続したとして、妻であるY女に財産分与を 請求している点である。 おいても、 まず、 . る。 中でどのような役割分担をしてい 事 実につい 重要な点が異なっている。 て前記四つの判例と異なるのは、 判 例 <u>E</u>. たの の事実においては、 さらに、 か、 どのようにして財産を形成してきたのかを読み取ることはできな 最高裁判所が平成一 夫D男が妻Y女に対して財産分与を請求 D男Y女夫婦の婚姻期間は二十五年であるが、夫婦が家庭 六年一一 月二日 に、 許 可抗告の L D 棄却を決定して 男 死亡後に、

を背景として、 たる内容とする「民法の 議 D 会は 男が 浦 選択的 和家庭裁判所越谷支部に夫婦関係調整の調停を申し立て、 女性の自立化 夫婦 别 姓 部を改正する法律案要綱」を答申した。これは、 ?の傾向をふまえたものである。 (16) 積 極的 破 、統主義、 嫡出でない子 この動きは の相続分を嫡出である子と同じにするなどの採 紛争が発生する四年前の平成八年二月、 国内外における男女平等思想の 国民の人生観 価 値 観 の変化 議 ・多様化 論 0

展

開 に起因する。

条約五条において、

の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し」(女子差別撤廃条約前文)、 (以下「女子差別撤廃条約」と称する)が重要である。この条約は、「社会及び家庭における男子の伝統的 昭和五一年採択、 昭和六〇年に日本が批准した「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」

性別役割分業の撤廃と育児における男女の共同責任が規定されている。

号条約」と称する) 働者と女性労働者の実効的な平等の実現と、 次に、「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約」(以下、「ILO一五六 が昭和五六年に採択され、 家族的責任をもつ労働者とその他の労働者の実効的な平等の実現が 平成七年に日本が批准した。この条約は、家族的責任をもつ男性労

任を担うべき社会」(同法二条)と定義されている。 会が確保され、もって男女が均等に政治的、 とは、「男女が、 このような国際社会の動向をふまえて、平成一一年に男女共同参画社会基本法が制定された。 社会の対等な構成員として、 経済的、 自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画 社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、 男女共同 共に責 [する機 画社

会

産分与を請求するケー 論されてきたが、 の重要な課題になってくると考えられる 「婚の際の財産分与の従来の解釈論においては、 性別役割分業を固定せず、 ż が出現するのは必然であり、このような請求に対して、どのように対応すべきかが、 夫婦のライフスタイルの多様化が認められる時代において、 財産分与を請求するのは妻であるということが前提となっ

例 五 においては、 D男からY女との離婚並びに離婚に伴う財産分与が求められ、 意思表示がなされていた 産分与請

あるい

は分与義務の相

続

性

.関する判例を、

次のように、

三つの

時期に区分することができると

が 夫

41 財産分与請求権および分与義務の相続性について

考える。

与義 を求 婦 が、 が、 婚 n 請 が、 を清算 財 が 求 務者 産 判例 権 成立する以前 める意思表 制 が 解 内 0 発生しないことを明示した。その場合、 (が成立する前にD男が死亡している点も、 (一) が現れたときに既に予想し、指摘しておられたように、 手元に残るという不都合が生じる(エン) 消 助の功をつくした妻であったとしても、 亡D男 :について格別の規定を用意してい 示 小 が に 朔 0 括 財 血 確になされたとしても、 族相続 産分与を請求する事例が増えることは十分予想できる。 人に承継させる余地がなくなることになる。 離 ない Y女の財産中に亡D男の潜 婚 他 民法の下で、「当事者双方が協力によっ が成立するより 同様の判決がなされたのかどうか、 0 几 0 0 判 例と異なっ が前に 財産分与請求権の相続性を否定すると、 た夫婦 *の* てい 紛 在 争 的 **の** '持分が含まれてい 方が死亡した場合に る。 もしも、 括解決が求められる今日 東京高等裁判 疑問であ 財 て得た財 産分与を請 たとしても 所 産の は は 有 地亨教授 求 額 財 財 した者 産 産

分与 分与

(1) に ほとんどをすごした夫婦に関するものであるが、 紛 期 争が 判 生じてい 例 つである 判例 る これ らの判 判 例 例 ルは、 家制度下で耐え忍んできた妻の寄与を、 は、 家制 家制度が廃止され、 度に基づく 萌 治民 法 財産分与制度が新設され が 効 力を持っ 新しい てい 憲法と民 た時 7 代 法 間 12 婚 照 な 姻 6 期 頃 間

2 サ わせて、 /ラリ V3 7 かに評 ン 家庭 が :価すべきかを模索していることがわかる。 増 加 L 性別役割 分担 の思想が社会に強 e V 影 響を与え、 主 婦 の家事 労働 0 有 償 性 が

積

極

- て 的に論じられる時代に、 的 に認めていたと言うことができる。 妻の潜在的持分を確保することが最も重視され、 判例 <u>回</u> の紛争が生じている。この時代には、 財産分与請求権の相続性についても、 夫婦の財産関係に関する議 裁判所は最も 論 13 お
- 3 をいつ清算するのかという問題点を提起している。 か、 時代において、 男女共同参画社会が目指され、人々のライフスタイルが多様化し、 また、 紛争の一括解決が求められる現代において、 判例 (五) の紛争が生じた。この判例は、 離婚成立前に死亡した財産分与請求権者の潜在的持分 夫からの財産分与請求権をどのように評価 夫婦の性別役割分業も固定しないという じするの
- 2 1 下 家族法判例百選 リスト・家族法判例百選』(有斐閣、一九六七年)一七〇頁、右近健男「財産分与請求権の相続性」 「財産分与の相続性をめぐる一考察」立命館法学三四号三五頁以下、 浅見公子 青山道夫 高等裁判所民事判例集五巻七号二六五頁。この判例の評釈としては、 「財産分与請求権」小山昇他編『遺産分割の研究』 「財産分与請求権の相続」民商法雑誌二五周年記念『私法学論集下』(有斐閣、 (第三版)』(有斐閣、一九八○年) 一九四頁 (判例タイムズ社、 島津一郎「財産分与請求権の相続」 有地亨「財産分与請求権の相 一九七三年) 二九五頁以下、 一九六〇年) 『別冊ジュリスト 」中川善之助 四八三頁以 『別冊ジュ 中川
- $\widehat{3}$ 我妻栄 『戦後における民法改正の経過』 (日本評論社、 一九五六年) 一三八頁小沢発言参照

一九七五年)七八頁以下。

教授還曆記念

『家族法体系Ⅲ離婚』(有斐閣、

- $\widehat{4}$ 法制調査会第二回総会における村岡花子委員の主張 我妻・前掲書六二頁司法法制審議会第二回総会における榊原千代委員の主張、二五五頁、二五九から二六〇頁臨時
- 5 大判大正二年一○月二○日民録一九輯九○頁、 大判大正八年六月五日民録二五輯九六二頁、 大判昭和二年一二月

(判例タイムズ臨時増刊七○六) 一七○頁

号五六五頁

 $\widehat{14}$

橘

前揭論文六七頁

 $\widehat{6}$ 下級裁判所民事裁判例集八卷一〇号一九一五頁、 家庭裁判月報九卷一一号五三頁

几

日

民集六卷六八八頁

- 7 九八三年) 七二頁 久武綾子『氏と戸籍の女性史』 (世界思想社、 一九八八年)二五頁、 大竹秀男『「家」と女性の歴史』(弘文堂、一
- (8) 久武・前掲書一一八頁、大竹・前掲書二四七頁。
- 9 家月三五卷一号八七頁。 この判例の評釈としては、 吉本俊雄 「死亡した元配偶者に対する財産分与請求」家月三六
- 巻三号二〇三頁、下方元子「財産分与の相続性」『別冊ジュリスト 一七八頁 家族法判例百選 (第四版)』(有斐閣、一九八八年

10

大竹・前掲書二九〇頁

- 11 夫 方裁判所に提起しうるか 「財産分与義務の相続性」法学セミナー三三巻八号一一五頁、 判時一二六六号一〇三頁。 (積極)、二 財産分与義務は相続の対象となるか 判例評釈としては、 右近健男「家族―財産分与」判例タイムズ六七一号八七頁、 木下徹信「一 (積極)」 財産分与請求権不存在確認の訴えを地 『昭和63年度主要民事判例解説 山口純
- 12 他 でみたい女性学』(ミネルヴァ書房、 久武綾子・戒能民江・若尾典子・吉田あけみ著 江原由美子・金井淑子『フェミニズム』新曜社、 一九九五年)一三四頁 『家族データブック』(有斐閣、 一九九七年)二〇四頁、二三四頁 九 中田照子・杉本貴代栄『学ん 九 七年) 四四 頁を参照 その
- 13 橘勝治 「相続に関する民法の一部改正について」法曹時報三四巻三号二○頁
- $\widehat{15}$ 家月五七卷三号一〇八頁。 拙稿 『離婚調停中に死亡した当事者の財産分与請求権の相続性」 民商法雑誌一三三巻三

(16) 二宮周平『家族法』(新世社、二〇〇五年)一一頁。